

# 石巻市地域防災計画を改正しました

## 改正理由

市では、東日本大震災を契機とする国の防災基本計画および県の地域防災計画の修正ならびに東日本大震災の教訓を踏まえ、石巻市地域防災計画の改正を行いました。

## 計画の目的および基本方針

### (1) 計画の目的

本計画は、本市における災害に対処するため、防災関係機関が行うべき事務または業務の大綱を定め、これを総合的かつ計画的に推進することにより、市域並びに市民の生命、身体および財産を災害から保護し、被害を軽減することを目的にしています。

### (2) 基本方針

災害の発生を完全に防ぐことは不可能ですので、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備えます。

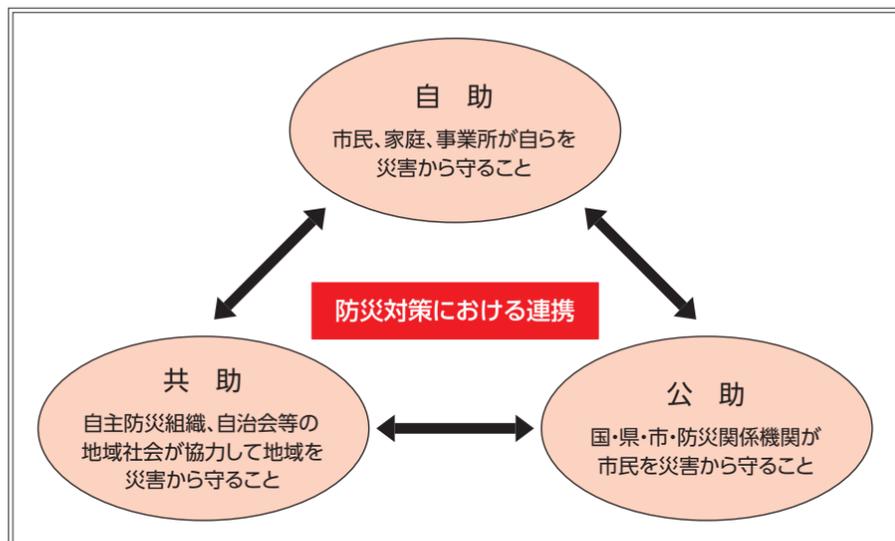
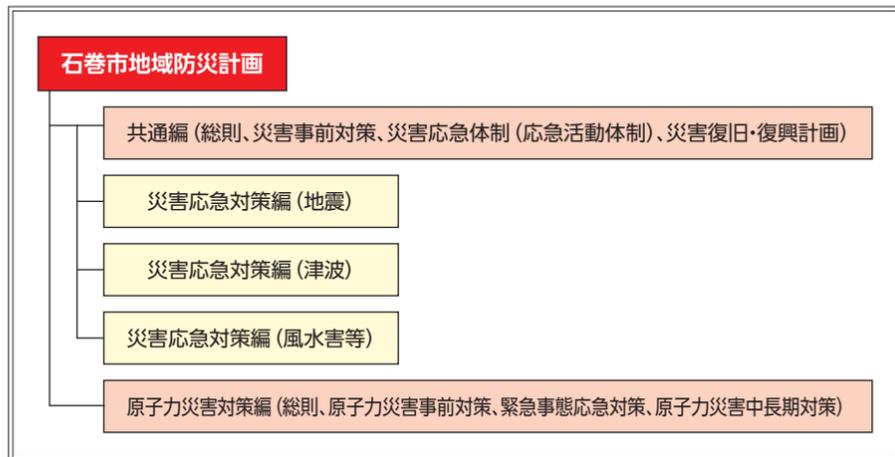
災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もありますので、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせます。

その実施にあたっては、行政、防災関係機関、市民、事業所、自主防災組織および町内会や自治会等のさまざまな主体の役割分担を明確にし、一体となって取り組むこととします。

## 計画の構成

計画は、総則・事前対策、応急体制（応急活動）および復旧・復興計画を共通編とし、応急対策は、災害の種別ごとの編としています。

### 地域防災計画の構成



## 主な改正内容

### (1) 自助・共助・公助の連携

大規模災害においては、市や防災関係機関だけでなく、市民や地域組織が中心となって、「自らの生命は自らが守る」、「自分たちのまちは自分たちで守る」との考えに基づき行動することが求められますので、「市民・事業所」、「地域の市民で組織する自主防災組織等」、「行政・防災関係機関」の3者がそれぞれの役割に応じて分担し協力する「自助・共助・公助」の連携の必要性を計画に位置付けています。

### (2) 避難所初動対応の強化および避難所開設・運営協議会による自主運営体制の検討

#### 【事前対策】

避難所に派遣する担当職員は、あらかじめ災害の種別や程度に応じて開設する避難所を想定し、各部から確保します。

避難所等の開設が円滑に行えるよう、主要な避難所等の施設管理者および自治会等による避難所開設・運営協議会を設立するよう努めます。

協議会に、市職員も参画し、施設・地域ごとの避難所開設・運営マニュアルを作成する等自主的な避難所運営体制を整備します。

#### 【応急対策】

市職員、施設管理者および避難者の代表者等によって避難所運営組織等を組織し、自主的で円滑な避難所の運営を図ります。

### (3) 避難行動要支援者対策

#### 【事前対策】

地域と連携して避難支援の希望者を把握し、避難行動要支援者名簿を作成します。

その名簿を避難支援等関係者に提供するとともに、関係者との協力のもと個別支援計画を作成します。

また、福祉避難所の整備や福祉事業者との協議による指定に努めます。

#### 【応急対策】

地域の防災ネットワークと連携し避難行動要支援者の安否確認を行います。避難生活時には、避難所での生活困難者を福祉避難所へ移送します。

### (4) 食糧、飲料水および生活物資対策

#### 【事前対策】

備蓄については「石巻市災害時備蓄計画」に基づき、備蓄を進めます。市民、事業所が最低3日分の食糧、飲料水等を備蓄することを位置付けます。

#### 【応急対策】

災害発生直後は、家庭内・事業所内・行政備蓄を活用することを基本とします。その後、協定先、県、相互応援協定先の自治体に応援を要請します。

石巻市地域防災計画は、ホームページや市役所4階情報公開コーナーでご覧いただけます。

問 危機対策課（内線4168）